

和歌山県監査公表第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により、和歌山県監査委員監査基準（令和2年和歌山県監査公表第10号）に準拠して実施した監査の結果を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

令和5年1月20日

和歌山県監査委員 森 田 康 友
和歌山県監査委員 河 野 ゆ う
和歌山県監査委員 谷 洋 一
和歌山県監査委員 多 田 純 一

1 監査の対象

3の監査対象機関の財務に関する事務の執行

2 監査の着眼点

- (1) 予算の執行は、議決の趣旨に沿って適正かつ効率的に行われているか。
- (2) 収入及び支出に関する事務は、関係法令に適合して適正に行われているか。
- (3) 財産の取得、管理及び処分は、関係法令に適合して適正に行われているか。
- (4) 事業運営は、常に経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するよう運営されているか。

3 監査の実施内容

監査対象機関	監査実施年月日
那賀振興局	令和4年9月29日
紀北県税事務所	〃
和歌山県立仙溪学園	〃
和歌山県立高等看護学院	〃
和歌山県立粉河高等学校	〃
和歌山県立貴志川高等学校	〃
和歌山県立那賀高等学校	〃
和歌山県岩出警察署	〃

4 監査の結果

上記のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務（以下「監査対象事務」という。）の執行は、重要な点においておおむね適正と認めた。

ただし、下記の機関の監査対象事務の執行については、重要な点において著しく妥当性を欠くと認められる事項を指摘するとともに、その他妥当性を欠くと認められる事項を注意した。

なお、その他改善を要すると認められる軽微な事項については、その都度指導を行った。

(1) 指摘事項

那賀振興局建設部

道路照明灯の電気料金に係る契約手続の不備等により、光熱水費の過払が発生していたので、原因を究明するとともに、今後このようなことのないよう、事務処理の見直しを行うなど、必要な措置を講じられたい。

(2) 注意事項

ア 那賀振興局健康福祉部

(ア) 郵便切手及びはがきの管理において、次の不適切な事例があったので、再発することのないよう管理体制を見直す等、適正に処理されたい。

a 郵便切手類使用簿のはがきの「払」欄の記載について、使用枚数を記載すべきところ、他課への引渡枚数を記載し、当該引渡しを受けた課においては、未使用分を返却することなくそのまま保管していた。

b 郵便切手類使用簿について、令和4年3月末の残高を記入する行を設けておらず、また、当該時点における複数職員による現物確認及び検印が行われていなかった。

c 令和4年度の郵便切手類使用簿を作成していなかった。

イ 那賀振興局建設部

(ア) 河川敷地が不法に占用されている土地について、不法占有者に対して厳正に対処するとともに、河川敷地としての効用を喪失している場合は、公用廃止など処理方針を検討の上、適正な管理に努められたい。

(イ) 収入印紙類使用簿において、次の不適切な事例があったので、適正に処理されたい。

a 四半期ごとの現物確認が行われていなかった。

b 使用年月日の記載が漏れていた。

c 使用年月日の記載が誤っていた。

(ウ) 令和3年度排水ポンプ車運転業務委託に係る簡易公開調達によらない単価契約の決裁について、出納機関への合議がなされていないので、適正に処理されたい。

ウ 紀北県税事務所

納税証明書の交付において、手数料として収納した定額小為替証書の有効期間が経過していたため、不渡手形返却料を支払っている事例があったので、適正に処理されたい。

エ 和歌山県立粉河高等学校

スライダー黒板調整業務委託料の支出について、支払が遅延していたので、適正に処理されたい。

オ 和歌山県岩出警察署

損害賠償金及び修繕料の支払を伴う公用車による交通事故が複数件発生していたので、今後は、事故防止に留意し、車両の適正な管理に努められたい。